

(1) 離婚届に必要なもの

①協議離婚の場合

- ・離婚届書（届出人は夫妻双方）
- ・届出人の本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの官公署発行の顔写真付き公的証明書等）

②調停離婚、裁判離婚の場合：調停成立後または審判・判決確定後10日以内に提出してください。^{※2}

- ・離婚届書（届出人は原則、調停又は審判の申立人。不明な場合は予めご相談ください）
- ・裁判所が発行した書類

- 調停による離婚のとき：調停調書の謄本
- 裁判による離婚のとき：審判書または判決書の謄本と確定証明書

※1 公的な証明書がない場合も届出はできます。その場合、確認の出来なかった届出人宛に通知を送付します

※2 届出義務者は調停（裁判）の申立人のみ 10日を過ぎると相手方も可能 証人は不要

(2) 離婚届の主な注意点

●届書の書き方（消せるインクのボールペンは使用しないで下さい）

- ・〔氏名〕欄は、婚姻中の氏で記入します。
- ・〔住所〕欄は、離婚届を出す時点の住民登録地を記入します。ただし、離婚届出と同時に転入・転居届を提出する場合は、新しい住所を書きます。
- ・〔本籍、筆頭者〕欄は、戸籍を見ながら正確に記入します。
- ・〔婚姻前の氏にもどる者の本籍〕欄は、以下のいずれかを参考に記入します。
 - ①離婚届によって婚姻前の戸籍に戻る方は「もとの戸籍にもどる」にチェックし、戻る戸籍と筆頭者を書きます。
 - ②旧姓に戻る方が「新しい戸籍をつくる」場合は新しく本籍を置くところを決めて記入します。この場合、筆頭者は旧姓に戻ったご自身になります。
 - ③旧姓に戻らずに婚姻中の氏を使い続けたい場合は“空欄のまま”にしておき、離婚届とは別に「離婚の際の氏を称する(戸籍法第77条2項)届」が必要です。
* (3)を参照してください。
- ・〔未成年の子の氏名〕欄は、離婚後の子の親権者を夫婦の一方に決めて記入します。
*親権者が決まらない場合、離婚届は受理できません。
- ・〔届出人署名〕欄は、婚姻中の氏名で各自署名して下さい。
*協議離婚の場合、証人欄に成人の方2人の署名が必要です。
*裁判離婚の場合、申立人は提起者が署名して下さい。
- ・〔証人〕欄、証人になられる方は、成人であれば親族関係や住所、国籍は問いません。
証人2人の記載が無い場合、協議離婚届は受理できません（調停・裁判離婚は証人不要です）。

●届出ができる時間

戸籍に関する届出は、夜間、土曜日、日曜日や祝日も受け付けます。

●業務時間外の受付窓口

8:30～17:15は、日直室（2階正面玄関を入って左側）

その他の時間外は、1階の警備員室

*離婚届書の記載に不備がある場合や住所変更の手続き、児童扶養手当等届出にかかる各種の手続きについては、翌開庁日以降の業務時間内に改めてお越しいただく必要がありますのでご了承ください。

開庁時間（手続き時間）

平日 月曜日～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:15

☆諸手続きにはお時間を要します。できるだけ午前は11:30まで、午後は16:30までにお越しください。

☆午後12時～1時の間は、証明発行のみ取り扱っております。

- (3) 離婚後も婚姻中の氏名をそのままのりたいたいとき：「離婚の際に称していた氏を称する(戸籍法77条2項)届」
- ・婚姻の時に氏に変更した方は、離婚届の後、婚姻前の氏(旧姓)に戻りますが、引き続き婚姻中の氏を名のる事を希望される場合は「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。この届は離婚届出後**3ヶ月以内**に届出することが定められているため、期間経過後は届出ができなくなりますのでご注意ください(離婚届と同時提出も可能)。

(4) 離婚後、お子さんの戸籍も移したいとき：「入籍届」

- ・離婚届を届出するだけでは、お子さんの戸籍に変動はありません。親権者の戸籍にお子さんの戸籍を移したい場合は、家庭裁判所で「子の氏の変更許可」を受け、市町村役場へ「入籍届」を出す必要があります。

●子の氏の変更許可手続き

住所地を管轄する家庭裁判所で手続きが必要です。

詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。

京都家庭裁判所 電話 075-722-7211

●入籍届出

必要なもの

- ・入籍届書(届出人は子が**15歳以上の場合本人**、15歳未満の場合は親権者)
- ・裁判所が発行した「子の氏の変更許可審判書謄本」

◇ 戸籍に関する問い合わせ先

総合窓口課 戸籍住民係 電話：0774-95-1915(直通)

(5) 住所変更の手続き

- ・離婚届を提出しただけでは住所は変わりません。
- ・離婚届の際に住所も変更される場合は、住所の変更の手続きが必要です。

「転入届」…精華町以外から精華町へのお引越し

*あらかじめ元の住所地で転出届を提出し、マイナンバーカード又は転出証明書を添付してください

「転居届」…精華町内での引越し

「転出届」…精華町外へのお引越し

◇ 住所変更に関する問い合わせ

総合窓口課 戸籍住民係 電話：0774-95-1915(直通)

(6) その他の手続きなど(対象者のみ)

① 児童扶養手当について

父母の離婚などによってひとり親家庭となった子どもの親、父又は母が身体などに障害のある子どもの父又は母、あるいは親に代わってその子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。

- 対象児童：18歳を迎えた最初の3月31日まで

(中・重度の障害がある場合は20歳未満)

- 必要書類等：認定請求書、戸籍謄本、印鑑、通帳またはキャッシュカードの写しなど

●支給額

1人の場合

月額43,160円(全部支給)、月額43,150円～10,180円(一部支給)

2人の場合

月額53,350円(全部支給)、月額53,330円～15,280円(一部支給)

3人以上の場合は、1人につき6,110円(全部支給の場合)加算

◇ 子育て支援課 電話：0774-95-1917

② 児童手当の請求者の変更について

児童手当を受給されている方で請求者の変更が必要な場合は、手続きが必要です。

◇ 子育て支援課 電話：0774-95-1917

③ 母子家庭奨学金について

母子家庭の子どもへの教育や養育に必要な経費に対して支給します。京都府のほかの制度による奨学金（高校生給付型奨学金など）を受給している方には支給されません。

●対象：乳幼児から高校生まで

◇ 子育て支援課 電話：0774-95-1917

・養育費について

●養育費や面会交流に関する質問や相談については、下記にお問い合わせください。

◇ 養育費相談支援センター 電話：03-3980-4108

0120-965-419

◇ 京都府ひとり親家庭自立支援センター（南部センター）

電話：075-662-3773

075-692-3478（父子家庭専用）

④ 母子・父子家庭等医療費助成について

母子・父子家庭の母または父や18歳未満の子ども（18歳を迎えた最初の3月31日まで）が、病気・けがなどで医療機関に支払った医療費の自己負担分を助成します。ただし、所得制限があります。また検診などの保険適用外診療は助成できません。

●必要書類：印鑑、保険証（対象者全員分）、戸籍謄本（対象者全員分）、

届出日が8月～12月の場合・・・今年1月1日の住所地市町村発行の「所得額と控除額の内訳の記載がある証明書」※2（18歳以上の転入者のみ）

届出日が1月～7月の場合・・・前年1月1日の住所地市町村発行の「所得額と控除額の内訳の記載がある証明書」※2（18歳以上の転入者のみ）

※2 精華町では「課税証明書」

◇ 国保医療課 医療係 電話：0774-95-1929

⑤ 国民年金種別変更及び氏名変更の届出について

・離婚で、配偶者（第2号被保険者）の扶養から外れた時は、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更の届出が必要です。

●必要書類：離婚した年月日が確認できる証明書（受理証明書等）・個人番号（マイナンバー）確認書類または年金手帳

・離婚により氏名変更がある場合について

国民年金第1号被保険者の方は住所地の役所で、第2号被保険者（厚生・共済年金に加入している方）及び第3号被保険者の方は、勤務先を通じて手続きをしてください。

●必要書類：変更事項がわかる書類（受理証明書等）・年金手帳

◇ 総合窓口課 年金係 電話：0774-95-1915

・離婚時における年金分割について

●相談、必要書類等については、京都南年金事務所にお問い合わせください。

◇ 電話：075-644-1165

⑥ 国民健康保険の加入の届出について

・離婚に伴い、職場の健康保険の扶養家族からはずれた時は、届出が必要です。

●必要書類：被扶養者の資格がなくなった証明・顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

・国民健康保険に加入されている方で、氏名変更がある場合は、届出してください。

●必要書類：国民健康保険証・顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

◇ 国保医療課 国保係 電話：0774-95-1929

⑦ 義務教育費の援助について

経済的な理由で子どもの義務教育費（給食費・学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・入学準備金など）の負担が困難な保護者に、経費の一部を援助します。

●必要書類：印鑑・「児童扶養手当受給証書の写し」または、経済的理由による場合は世帯全員の課税証明書か源泉徴収票の写し

◇ 学校教育課 電話：0774-95-1906

⑧ 住民税（所得税）の扶養控除について

年末調整や確定申告等でお子さまを扶養していると申告されると、税法上、一定の金額の控除を受けることができ、住民税や所得税の税額が下がる場合があります。離婚されて住民票が別世帯の場合でも、養育費を支払っている場合、お子さまの扶養者となり得ますが、両親どちらか一方しかお子さまの扶養者になれません。

どちらでお子さまの扶養控除を受けられるか、必ず協議され、重複して扶養控除を受けることがないようにしてください。（健康保険上の扶養と税法上の扶養は同一ではありません。また、扶養控除の有無により他の施策において影響があります）

◇ 税務課 住民税係 電話：0774-95-1916